

# 教育委員会会議録（2月定例会）

<u>日 時</u>	令和3年2月24日（水） 午後1時30分から午後2時15分まで
<u>場 所</u>	日立市役所 304・305号会議室
<u>出席委員</u>	教育長 折笠 修平 委 員 上村 由美 委 員 朝日 華子 委 員 土屋 静治
<u>欠席委員</u>	教育長職務代理者 中村 雅利
<u>委員以外の出席者</u>	理事 清水 透 総務課長 松本 正生 学校施設課長 石川 涉 学務課長 藤田 剛 学務課課長 鈴木 伸治 生涯学習課長 作山 直弘 スポーツ振興課長 木下 俊雄 指導課長 森山 秀一 指導課課長 稲田 訓子 郷土博物館長 宮内 雅弘 記念図書館長(兼)視聴覚センター所長 山田 美幸 教育研究所長 小池 洋一 北部学校給食共同調理場長 赤津 光司 総務課副参事(兼)庶務係長 西 勇人 総務課主幹 吉野 成実 総務課主幹 芳賀 秀人

## 議 事

### 報 告

報告第 2 号 教育委員会 1 月定例会の会議録について

### 議 案

議案第 3 号 専決処分について（令和 2 年度教育委員会 2 月補正予算の提案について）

議案第 4 号 令和 3 年度教育委員会予算の提案について

議案第 5 号 令和 2 年度教育委員会 3 月補正予算の提案について

議案第 6 号 日立市奨学金貸付条例の一部を改正することについて

議案第 7 号 日立市立学校設置条例の一部を改正することについて

議案第 8 号 日立市立学校再編計画の策定について

議案第 9 号 日立市学校運営協議会規則の制定について

### その他

(1) 令和 3 年度小規模特認校への就学予定について

# 会議の概要

## 1 開 会

教 育 長            それでは、ただ今から教育委員会2月定例会を開会します。  
本日は、中村委員が都合により御欠席です。

本日は、傍聴希望者が1人おります。  
傍聴を認めてよろしいでしょうか。

全 委 員            結構です。

(傍聴人入室)

## 2 報 告

報 告 第 2 号        教育委員会1月定例会の会議録について

教 育 長            それでは、まず、報告第2号について御意見を伺います。  
いかがでしょうか。

全 委 員            特にありません。

教 育 長            それでは、本件については、承認されました。

## 3 議 案

議 案 第 3 号        専決処分について（令和2年度教育委員会2月補正予算の提案  
について）

教 育 長            それでは次に、議事に移ります。  
議案第3号について、総務課長から説明をお願いします。

総 務 課 長        教育委員会を開催する時間的余裕がなかったことから、2月補正  
予算を専決いたしましたので、報告し承認を求めるものです。

専決処分日は、2月10日です。

内容について、説明いたします。今回の補正は歳出のみで、3款  
民生費、3項児童福祉費について、870万円を増額し、補正後の  
全体の合計を91億9,609万7,000円とするものです。

補正予算の内訳です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費、870万円の増

額です。国の緊急事態宣言発令以降、現在も児童の感染予防に最大限配慮しながら、児童の預かりを通じて保護者の就業の継続を支えていることから、児童クラブの職員に対して、職務意欲の継続及び向上を図るために慰労金を支給するものです。

児童クラブに勤務する職員1人当たり3万円を、公設児童クラブ24クラブの職員230人、民間児童クラブ5クラブの職員60人、計290人に支給する経費を計上したものです。

教 育 長 それでは、議案第3号について、承認することによろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第3号については、承認されました。

#### 議 案 第 4 号 令和3年度教育委員会予算の提案について

教 育 長 それでは次に、議案第4号について、総務課長から説明をお願いします。

総 務 課 長 令和3年度の教育委員会予算について、提案するものです。  
資料の予算額一覧は、費目ごとに歳出の予算額を整理したもので、表の縦の欄、中ほどが令和3年度、右側が令和2年度の当初予算額です。

令和3年度歳出予算の合計額は、72億3,769万6,000円です。令和2年度予算の合計額は、74億4,163万9,000円でしたので、比較すると2億394万3,000円の減額となります。

主な増減について説明いたします。

増要因では、児童クラブ運営経費において、昨年7月に児童クラブに関する事務が保健福祉部から移管されたことに伴い3億589万円の増、学校環境整備事業費において、老朽化した学校の印刷機に代えて、新たにカラー印刷やソート、両面印刷機能を有する複合型印刷機を29校で導入する経費など1,995万2,000円の増、情報教育環境整備事業費では、令和2年度にタブレット端末を児童生徒1人1台の配置をしたことなどに伴う経費として2億3,860万2,000円の増、中里中学校校舎改築事業で2億3,608万6,000円の増などです。

主な減要因は、学校施設整備事業費において、学校のトイレ改修工事が前倒しで進んだことなどによる4億7,886万7,000

円の減のほか、久慈小学校屋内運動場改築事業や豊浦小学校校舎改築事業など施設整備が進んだことによる予算減となっております。

次に、予算の概要について、新規事業を中心に説明します。

まず、No. 3、NIE推進事業、375万6,000円です。新聞を活用した授業を推進し、児童生徒の読解力、情報活用能力を高めるため、NIEに関する教員向け研修会の開催や新聞の購読に要する経費を計上しております。

No. 5、ICT支援員配置事業、1,300万円です。令和2年度に児童生徒1人1台のタブレット型パソコンやICT機器の整備を進めてきました。その機器を効果的に活用するため、教員への支援や授業中の児童生徒への機器操作支援などを担うICT支援員4人を配置いたします。

No. 9、教育相談事業、1,264万7,000円です。年々通級者数が増加している不登校の児童生徒への支援を担う、適応指導教室「ちゃれんじくらぶ」の指導員を1人増員の5人体制とし、指導体制の充実を図ります。

No. 14、小学校外国語教育強化事業、104万9,000円です。小学校において英語が教科化されたことから、小学校教員の英語指導力向上を図るため、ハワイ大学へ若手教員2人を派遣いたします。研修後は、派遣元の学校での授業公開や近隣の小学校での授業支援を行うなど、市全体の指導力の向上を図ります。

No. 16、情報教育環境整備事業、4億2,838万9,000円です。経費的には、整備が進んだOA機器の賃借料が多くを占めますが、自宅にインターネット接続環境がない世帯へのルーターを貸し出した際の通信費用も含まれております。

No. 18、学校施設整備事業、13億1,265万8,000円です。中里中学校校舎や十王中学校屋内運動場の改築経費のほか、緊急通報システムの整備を、小学校17校、中学校11校で進めます。

No. 25、食物アレルギー対策事業、9万円です。本市の給食では、令和元年度からアレルギー除去食の提供に取り組んでおりますが、専門職を含めた組織を立ち上げ、より安全にアレルギー除去食を提供するための検討を進めます。

No. 27、学校再編推進事業、184万1,000円です。学校再編計画をこの後の議案で御審議いただきますが、その計画策定を受け、再編の第1期の該当校4グループで、保護者、地域住民に計画推進への理解を深めるための意見交換会を開催し、また、学校統合に向けた準備委員会を設置の上、協議を進めてまいります。

No. 30、学校運営協議会制度推進事業、615万円です。平成29年度から試行設置し取り組んできた学校運営協議会を、市内全校で正式に設置し、これまでの取組を踏まえ、地域とともにより

良い学校運営に努めます。

№. 31、奨学金制度拡充事業、986万8,000円です。これまで、市の奨学生が大学等を卒業後市内に定住した場合に、奨学金返還額の50%相当額を補助してきましたが、その対象となる奨学金制度に日本学生支援機構と茨城県の奨学金制度を追加することにより、これまで以上に若者の定住促進に努めてまいります。関連する条例改正については、後ほど提案いたします。

№. 36、37、44は、共に新型コロナウイルス感染症対策関連で、今年度同様に、学校への消毒液等の配布、学校職員や児童クラブ職員等のインフルエンザ予防接種費用の全額を補助するものです。

№. 45、放課後子ども教室推進事業、1,631万1,000円です。放課後子ども教室の設置を、久慈小、大沼小、諏訪小、日高小、豊浦小の5校を追加し、13校で実施してまいります。

№. 49、ラジオ体操普及事業、543万3,000円です。新たに日立市長杯ラジオ体操コンクールを開催し、より一層ラジオ体操の普及を図ります。

№. 50、ひたち大好き博士事業、1,003万4,000円です。現在の紙媒体のパスポートに加え、スマートフォン用のアプリを導入し、QRコードなどスマートフォンアプリならではの機能を活用し、事業の充実を図ります。

№. 52、暇修館維持事業、91万7,000円です。エアコンを新規設置するほか、トイレの洋式化に取り組み、利用者の利便性を高めます。

№. 54、電子書籍貸出サービス事業、996万6,000円です。電子書籍貸出サービスについては、これまで検討を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染拡大による図書館の休館などを踏まえ、継続的なサービスを提供するため導入を進め、利用者の日常的な利便性を高めてまいります。

№. 57、長者山遺跡活用事業、622万9,000円です。危険木の伐採や説明看板の設置など環境整備を進めるほか、(仮称)長者山遺跡保存活用計画推進会議を設置し、今後の保存・活用を更に推進してまいります。

№. 59、日立風流物展示施設等整備事業、131万4,000円です。(仮称)日立風流物保存活用計画推進会議を設置し、計画に基づく展示施設の整備等について、詳細を詰めてまいります。

№. 65、スポーツ広場等施設整備事業、9,279万円です。折笠、中里、十王スポーツ広場について、トイレ改修を進めるとともに、老朽化が進んでいる多賀武道館の耐震診断を行います。

№. 68、スポーツ拠点整備事業、1,570万円です。企業の協力を得て、新たなスポーツ拠点として、会瀬地区にラグビー競技等を実施できる施設を整備するもので、基本実施設計の業務委託に要する経費です。

最後に参考といたしまして、市全体の令和3年度歳出予算案です。予算総額727億500万円のうち、教育費の占める割合は10.9%で、3款民生費、2款総務費に続き、3番目のウェイトを締めており、昨年度の4番目から8款土木費を抜き、上昇いたしております。

なお、こちらの教育費予算額につきましては、保健福祉部や生活環境部の事業など教育委員会所管分以外も含まれていることを申し添えます。

委員 老朽校舎の改築が計画的に進められており、大変結構なことだと感じております。一点お願いとして、学校再編によって今後使用しなくなる予定の学校についても、建物や設備の不具合状況をよく見て、対応していただくようお願いいたします。

学校施設課長 御指摘のとおり、市内の学校には、新しい校舎、古い校舎が混在している状況です。施設の環境に違いはありますが、子どもたちの学校生活に支障が出るといけませんので、学校間格差が生じないように、引き続き施設の維持・管理を適切に行ってまいります。

委員 日頃から学校施設課の皆様には、気配り、目配りをしていただいておりますので、是非引き続きよろしくようお願いいたします。

委員 №. 16の情報教育環境事業について、家庭におけるインターネット通信費も含まれるということですが、1件当たりどのくらいの予算を見込んでいるのですか。

学校施設課長 通信費については、要保護、準要保護世帯を想定しており、今のところ、1か月750円という最低限の通信費での対応を考えております。ギガ数は少ないプランですが、eライブラリ等の通常の教材を使用する分には十分であろうと考えております。

教育長 それでは、議案第4号について、可決することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議案第4号については、原案可決と決しました。

議案第5号 令和2年度教育委員会3月補正予算の提案について

教育長 次に、議案第5号について、総務課長から説明をお願いします。

総務課長 令和2年度教育委員会3月補正予算について、提案するものです。

まず、歳入歳出予算です。歳入は、3億3,607万2,000円を増額し、補正後の額を34億8,875万8,000円とするものです。歳出は、1億6,359万円を増額し、補正後の額を93億5,968万7,000円とするものです。

次に、補正予算の内訳です。歳入歳出予算について、主な項目を説明いたします。

まず、民生費です。

№. 1、児童館費、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費の1,500万円は、放課後児童クラブにおける感染対策に伴う支援員及び児童用マスク、手指消毒液の購入費用です。

№. 6、児童クラブICT化推進事業費、1,648万2,000円は、児童クラブ業務のICT化を推進するため、公設、民間の計33の児童クラブにパソコン等を設置する経費です。

続いて、教育費です。今回減額する事業につきましては、主に契約差金の整理など事業の完了に伴う予算の整理となります。

それ以外の内容については、№. 33、施設整備事業費、365万5,000円の減額で、校用備品等の契約差金整理として1,597万5,000円を減額する一方、国の補助金の追加採択を受け、泉丘中の老朽化が進んでいるガス冷暖房機器の改修経費として、新たに1,232万円を計上いたしました。

№. 55、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費、4,360万円の増額は、学校で使用する保健衛生用品の追加購入や、教室等の換気対策として、サーキュレーターやCO2モニター等の購入経費です。

№. 66、運動公園施設整備事業費、3億7,866万9,000円の増額は、契約差金の整理のほか、国の補助の追加採択を受け、さくらアリーナに大型映像装置を設置する工事費2億7,569万3,000円と、市民運動公園陸上競技場の屋外トイレ改築工事に要する経費1億632万6,000円を計上しております。

次に、継続費補正（変更）です。

まず、民生費です。児童クラブ室整備事業は、久慈児童クラブ室の整備工事の契約差金で、6万7,000円を減額したことに伴い、



令和2年度の年割額を減額し、補正後の児童クラブ室整備事業全体の総額を1億5,194万3,000円とするものです。

次に、教育費です。No.2から6まで、学校の改築関係の事業費であります。いずれの事業も、契約差金の整理により歳出を減額補正したことに伴う継続費の補正で、それぞれ総額を減額しております。

次に、繰越明許費補正（追加）です。No.1から3まで、いずれの事業も国の第3次補正予算による補助を活用し新たに取り組むもので、年度内に事業の完了が見込めないことから、全額を令和3年度に繰り越すものです。

次に、繰越明許費補正（変更）です。No.1、小学校施設整備事業は、諏訪小の屋内運動場トイレ改修工事期間の変更により、繰越額を1,752万5,000円増額し、補正後の繰越額を1億6,469万6,000円とするものです。No.2、中学校施設整備事業は、泉丘中の空調設備改修工事が、国の補正予算で追加採択されたことに伴い、繰越額を1,232万円増額し、補正後の繰越額を1億3,261万円とするものです。

地方債補正につきましては、それぞれの歳出予算の増減に合わせて、財源の確保又は整理を行うものです。

教 育 長     それでは、議案第5号について、可決することによろしいでしょうか。

全 委 員     異議なし。

教 育 長     議案第5号については、原案可決と決しました。

議 案 第 6 号     日立市奨学金貸付条例の一部を改正することについて

教 育 長     次に、議案第6号について、総務課長から説明をお願いします。

総 務 課 長     新卒者の進学を支援することを前提にした現制度について、新たなキャリアを目指して大学等での修学を希望する社会人の増加や、国の奨学金支援制度の拡充など、社会変化に即し、市民の多様なニーズに対応した制度とするため、本条例の一部を改めるものです。  
改正の概要は、大きく5点です。

1点目、奨学生の資格について、社会人が新たなキャリアを目指して修学することを支援するため、「市民の子弟」から「市民又は市民の子」へと拡充するとともに、若者支援の観点から一定の枠を設けるため、「40歳未満の者」といたします。

2点目、現行の規定では、市奨学金と他の貸与型奨学金の併給を受けたときに、返還金が高額になることを防ぐため、併給を全て認めておりませんが、平成29年度に国が制度化した給付型奨学金は、学生にとって返還の負担がないことから、奨学生の資格を「他に奨学金の貸付けを受けていない者」とし、給付型奨学金との併給については認めるものいたします。

3点目、連帯保証人等について、現在は市内居住を要件としていますが、他市町村から転入してきた社会人等は、市内居住の連帯保証等を立てることが困難であり、また、現に連帯保証人である保護者が市外に転出した際に、他の連帯保証人等を立てることは、連帯保証人等の性質上難しいと見込まれることから、独立した生計を営む成年者であれば市外居住者も可能といたします。

4点目、奨学金の停止及び廃止の要件については、保護者の市外転出をもって行うこととしておりますが、これにより、学費等の行き詰まりにつながり、奨学生が退学を余儀なくされることにより、それまでの貸付けが無駄になるほか、以後の返還が当初の想定よりも困難になるなど、奨学生にとっても多大な不利益となるおそれがあることから、この要件を削除いたします。

5点目、返還金を滞納した場合の取扱いについて、市税等とおおむね同じ割合で延滞利子を徴収することとしていますが、国の奨学金事業を扱う日本学生支援機構で定める率に改めるものです。具体的には、年7.25%から年3%に変更いたします。

本条例の施行期日は、令和3年4月1日です。

教 育 長     それでは、議案第6号について、可決することよろしいでしょうか。

全 委 員     異議なし。

教 育 長     議案第6号については、原案可決と決しました。

#### 議 案 第 7 号     日立市立学校設置条例の一部を改正することについて

教 育 長     次に、議案第7号について、学務課長から説明をお願いします。

学 務 課 長     日立市立高鈴幼稚園及び水木幼稚園を廃止するため、本条例の一部を改めるものです。幼稚園の適正配置計画に基づき、3月末をもちまして、この2つの幼稚園を閉園とすることから、本条例の別表から両園を削除するものです。

教 育 長 それでは、議案第7号について、可決することによろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第7号については、原案可決と決しました。

議 案 第 8 号 日立市立学校再編計画の策定について

教 育 長 次に、議案第8号について、学務課課長から説明をお願いします。

学 務 課 課 長 日立市立学校再編計画について、別冊のとおり提案するものです。

この計画の内容につきましては、先月の定例会で御説明した「提言書」において示された考え方や学校の組合せ、将来の学校の配置案など、基本的には変更点はありません。検討委員会からの提言書を尊重し、まとめております。

ただし、内容を精査する中で、記載データの整理・更新、説明不足の改善など、一部修正を加えた箇所があり、それら変更箇所を対照表としてまとめましたので、説明いたします。

表の1行目と2行目については、1学級当たり40人として算出していたグラフ等を35人で算出し直すなど、小学校の学級定員の上限に関する制度改正に合わせて、データ等を改めて整理・更新したものです。3行目と4行目については、それぞれ例示を追記し、次のページの1行目については、こちらも小学校の学級定員の上限に関する制度改正に合わせて、将来の学級数の推計データを整理・更新いたしました。

そのほか、不要な記載の削除、説明不足の改善などの修正を加えております。

教 育 長 それでは、議案8号について、可決することによろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第8号については、原案可決と決しました。

議 案 第 9 号 日立市学校運営協議会規則の制定について

教 育 長 次に、議案第9号について、指導課長から説明をお願いします。

指導課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本市立小・中・特別支援学校の学校運営協議会の設置及び運営に関して、必要な事項を定めるため、本規則を制定するものです。

学校運営協議会は地域と学校の連携、協働を通して、子どもたちの健やかな成長と、質の高い学校教育の実現を目指すものです。

規則の概要について説明いたします。本規則は、全14条となります。

第1条には協議会の設置について規定しています。

第2条は所掌事務についての規定で、協議会は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに学校運営への支援及び協力を促進するとともに、学校運営の改善や児童生徒の健全育成を図るため、対象学校の運営及びそれに必要な支援に関して協議を行うものと規定しています。

第3条には、協議会の役割として、学校運営に関する基本的な方針の承認について定めています。本市では、承認を得る事項を主に教育課程の編成、教育目標、学校経営とします。

第4条、第5条は、協議会が学校の運営に関し、教育委員会や校長に意見を述べる場合の規定です。職員の任用に関する意見については、学校運営の基本的な方針の実現に資するための職員の任用と、教育上の課題解決に資するための職員の任用に関して、意見を述べるができるものとし、特定の職員の任用に関することは除きます。

第6条、第7条には、委員の数や服務などについて規定しています。法により、委員は教育委員会が任命することとなっており、委員の身分は非常勤の地方公務員となります。委員の数については、協議を深まりのあるものとするため、現行の1校当たり20人以内から10人以内とします。ただし、附則において経過措置を設け、令和3年度については、現行のまま1校当たりの委員の数を20人以内とします。委員の任期は1年で、再任を妨げないものとし、再任は3回までとします。また、委員の服務として、秘密の保持について定め、職を退いた後も同様とします。

第8条以降には、会議の運営、評価、研修等について定めております。評価については第10条に協議会は年度ごとに1回以上、運営状況等について評価を行うものと規定しております。

本規則の施行期日は、令和3年4月1日です。

委員 第6条の委員の数について、10人となるのか、20人のままなのか、もう一度説明していただけますか。

指導課長 協議を深まりのあるものとするため10人以内としますが、これ

までの試行設置の段階では20人としてまいりましたので、令和3年度の1年間に限り、経過措置として20人以内といたします。

委員 そうすると、委員の数については令和3年4月1日が施行期日とはならないということですか。

指導課長 協議会を正式に設置するには、この規則が必要であり、施行期日は令和3年4月1日となります。ただし、委員数については、令和2年度までは試行期間として20人以内としており、現在委員数を最大の20人としている協議会にとっては、そのまま移行すると急に半数に減らすこととなりますことから、令和3年度は経過措置を設け、委員数を整理する猶予期間とするものです。

委員 分かりました。10人を超えている協議会はそこまで多くなかったと思います。委員の数を減らすことは大変かと思いますが、こちらの規則で10人以内と整理したわけですから、この1年間でどの協議会も10人で収まるよう進めていただきたいと思います。

教育長 それでは、議案第9号について、可決することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議案第9号については、原案可決と決しました。

#### 4 その他

##### (1) 令和3年度小規模特認校への就学予定について

教育長 続きまして、その他に移ります。  
その他(1)について、学務課長から説明をお願いします。

学務課長 日立市では、中里小・中学校において小規模特認校制度を利用しております。来年度の児童生徒数の見込みは、中里小学校は合計28人、中里中学校は合計16人です。そのうち、小規模特認校制度による就学予定者については、小学校は17人で全体の約60%、中学校は11人で全体の約69%になる見込みです。小規模特認校制度を利用する児童生徒のため、引き続き、日立駅から中里小・中学校までスクールバスを運行いたします。

## 5 次回の教育委員会の日程について

教 育 長     それでは、次回の教育委員会定例会の日程について、総務課長からお願いします。

総 務 課 長     令和3年3月25日（木）午後1時30分から、日立市役所3階304・305号会議室で開催予定です。

## 6 閉 会

教 育 長     以上をもちまして、教育委員会2月定例会を終了します。

以 上